

邑楽町告示第126号

平成20年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年12月8日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成20年12月11日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○不応招議員（なし）

平成20年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成20年12月11日（木曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 発議第 5号 館林厚生病院における小児科医の確保を求める意見書提出について
- 第 4 議案第85号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第86号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第87号 邑楽町行政財産使用料条例
- 第 7 議案第88号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第89号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第90号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第91号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第92号 平成20年度邑楽町一般会計補正予算
- 第12 議案第93号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第94号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第14 議案第95号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第96号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第16 議案第97号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算
- 第17 議案第98号 平成20年度邑楽町水道事業会計補正予算

○出席議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
堀 井 隆	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
中 村 紀 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
岡 村 静 代	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
石 井 貞 男	都 市 計 画 課 長
増 尾 隆 男	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
飯 塚 勝 一	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長
沼 田 正 美	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
金 子 重 雄	生 涯 学 習 課 長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

---

◎開会及び開議の宣告

○横山英雄議長 ただいまから平成20年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時08分 開議]

---

◎諸般の報告

○横山英雄議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会において本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表どおり所管の常任委員会に付託します。

次に、さきの定例会において議決いたしました社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係各機関あてに提出をしておきましたので、ご了承ください。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○横山英雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において小倉修議員、本間恵治議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○横山英雄議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から17日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの7日間と決定しました。

---

◎日程第3 発議第5号 館林厚生病院における小児科医の確保を求める意見書提出について

○横山英雄議長 日程第3、発議第5号 館林厚生病院における小児科医の確保を求める意見書提出

について議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

本間議員。

〔13番 本間恵治議員登壇〕

○13番 本間恵治議員 発議第5号 館林厚生病院における小児科医の確保を求める意見書提出について、提案理由の説明を申し上げます。

今日、地域医療を取り巻く環境は、大変厳しく、特に産婦人科や小児科を初めとする医師不足は全国的に深刻な問題となっています。このような状況の中、邑楽館林地域の医療の拠点と言うべき館林厚生病院は、開業医との連携により、主治医2人制度や紹介型外来診療など、あらゆる手法を導入し、医師不足に対応してきました。このような状況の中、群馬大学医学部附属病院から館林厚生病院の小児科医を引き上げたいとの打診がありました。しかしながら、これが実施された場合には、館林厚生病院の小児科は機能不全に陥り、邑楽館林地域の小児科診療に重大な影響を生じ、地域医療の崩壊にもつながりかねない深刻な事態を招くことが懸念されます。

このような状況を憂慮し、邑楽町議会として群馬県に対し館林厚生病院における小児科医の確保を図るための措置を講じるよう強く要望するため、別紙のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

要望事項としては、お手元に印刷配付のとおり、1、群馬大学医学部附属病院に対し、小児科医引き揚げ方針の撤回を促し、館林厚生病院の小児科医療体制の確保、充実を図ることであります。

よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第5号 館林厚生病院における小児科医の確保を求める意見書提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第85号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議  
について

○横山英雄議長 日程第4、議案第85号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第85号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年5月5日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富士見村が廃され、その区域が同組合の組織団体である前橋市に編入されるため、組合規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第85号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第86号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する  
協議について

○横山英雄議長 日程第5、議案第86号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第86号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

組合立東毛臨海学校が平成20年3月31日に閉鎖され、組合立東毛歴史資料館が平成21年4月1日に太田市へ譲渡される予定であるため、組合同規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第86号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第87号 邑楽町行政財産使用料条例

○横山英雄議長 日程第6、議案第87号 邑楽町行政財産使用料条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第87号 邑楽町行政財産使用料条例について、提案理由の説明を申し上げます。

当町では、これまで行政財産の目的外使用料に関する条例がなく、土地や建物など行政財産の一部を目的外の用途で外部に無償で使用させている事例があります。そこで、行政財産使用料条例を制定し、現に使用していない土地や業務に支障のない場合、使用を認め、使用料を徴収することが可能となるようご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 お手元に資料が行っていると思うのですがけれども、8枚めくっていただきますと、邑楽町行政財産使用料条例がございます。それに沿いましてご説明をいたします。

邑楽町行政財産使用料条例。第1条、趣旨。この条例は、行政財産の使用許可及び使用料について必要な事項を定めるものとする。

第2条、使用許可。邑楽町財務規則の規定により、行政財産を使用しようとする者は、あらかじめ町長又は教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

第3条、使用料。使用料の額は、土地にあつては、公有財産台帳に登載された価格に100分の3を乗じて得た額、建物にあつては同じく100分の6を乗じて得た額に当該建物の敷地面積につきましては100分の3を乗じた額を足したものといたします。

電柱、電話柱、公衆電話及び地下埋設物等の使用料は、邑楽町道路占用料徴収条例によります。

次に、自動販売機及び公衆電話の使用料につきましては、規定する額に代えて、それぞれの売上額及び使用度数に応じた額を徴収することができる。

第4条につきましては、使用料の額は、年額とする。ただし、使用期間に1年未満の端数がある場合は月割りといたします。

第5条、使用料の納付方法。使用許可を受けた者は、使用開始の日前に使用料の全部を納付しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始日以後にその全部又は一部を納付することができる。

第6条、使用料の減免。1、使用料を減免する場合は、いずれかの場合による。1、国又は他の地方公共団体その他の公共的団体が公用又は公共用その他公益の目的のために使用するとき。2、災害その他緊急やむを得ない事態の発生に伴い、応急用として短期間使用するとき。3として、公有財産管理者が特に必要と認めるとき。

第7条、経費負担。使用料に加算して徴収することができるものにつきましては、電気料金、水道及びガス料金、下水道料金、暖冷房に関する経費、清掃に要する経費、火災保険料、その他必要な経費といたします。

第8条、必要費等の補償。使用者は、使用行為に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、その経費の補償を請求することができないということになっております。

第9条、使用許可の取消し。取り消しにつきましては、使用者が、許可の条件に違反したとき。使用者が、偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。3番目として、行政財産の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときということです。

第10条、使用料の還付。既納の使用料については、還付しない。ただし、前項第9条の3の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときはその限りではありません。

第11条、原状回復。使用の期間が満了したとき、当該使用物件を除去し、行政財産を原状に回復しなければならない。

第12条、権利の譲渡の禁止。使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第13条、無断使用に対する措置。公有財産管理者は、行政財産の土地や施設を無断で使用するものに対し、直ちに使用を停止させ、工作物あるときは撤去させ、原状に回復することを命ずることができる。

第14条、罰則。無断使用又は偽りその他の不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第15条、委任。この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則として、平成21年4月1日から施行する。

経過措置としては、この条例施行の際、現に許可を受けて行政財産を使用している者の使用料については、その許可期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

以上でございます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第87号 邑楽町行政財産使用料条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第88号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第7、議案第88号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第88号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

出産育児一時金の給付について、健康保険法施行規則が改正されたことにより、従来の35万円に加え、3万円を限度に加算できることとなったため、規則の整合を図るため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 このただし書きの中に町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとするというふうに書いてあります。必要があると認めるときというのは、どういうときなのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。また、認められないというのは、どういうことなのか。きちんと明確な回答をお願いします。

○横山英雄議長 岡村保険年金課長。

○岡村静代保険年金課長 お答えいたします。

この国のほうの健康保険法が変わりまして、規則で定めるところによって3万円を加算することができるという内容でございますが、これは新たに産科医療補償制度というのができまして、その中で規則で定めるところによりまして、その産科医療補償制度に加入している出産について3万円が加算できるということになっております。呂楽町でもそれに従ってということで、町長が認める場合は、あくまでもその産科医療補償制度に入った出産であることを証明できた場合に3万円を加算するというものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 ただいま補償制度に加入している方については3万円というふうな話がございました。この文章でいきますと、必ず逃げの文章なのです。町長が認めるというふうに書いてある。今、課長が言ったとおり、その文章をこれに加えるほうが私は明確な内容ではないかなと思うのです。必ず逃げ、そういう文章になっているのです。こういう行政の部分というのは。私はきちんとわかるようにしておくことがやっぱり町民に対して親切なことだと思いますので、注釈等をつけるような対応をこれからとっていただければ、より町民にわかりやすく、進んで利用していただけるような対応がとれるのではないかと、そういうふうに思いますので、要望してお願いしたいと思います。お願いします。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第88号 邑楽町健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第89号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第8、議案第89号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第89号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町道の道路占用料の額につきましては、道路法及び道路法施行令に基づき国が管理する道路における占用料等と整合した額を定めております。このたび道路法施行令の一部を改正する政令が施行され、占用料の額が改正されたこと及び新たに非常災害時における応急仮設住宅の建設用地として、通行の用に供していない道路部分を占有できるようになり、さらに減免対象にされたことに伴い、町道においても同様の規定となるよう条例を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第89号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第90号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第9、議案第90号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第90号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、下水道排水設備工事に関する要綱等が改正され、責任技術者の資格に有効期限が設けられたこと等に伴い、本条例を改正する必要性が生じたので、所要の改正をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第90号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第91号 指定管理者の指定について

○横山英雄議長 日程第10、議案第91号 指定管理者の指定について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第91号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町農畜産物処理加工施設の管理運営に当たり、平成21年1月1日から平成24年3月31日までの期間、邑楽町農畜産物処理加工施設利用組合を指定管理者として指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 お手元に関東農政局のいろいろ資料が参考として私がけさ配りましたので、あいあいセンターから出ているものがあると思います。目を通してください。

過日、12月3日の日の全員協議会の中で、いろいろとこの提案がなされ、協議がなされて、町長はよく周知していると思いますが、指定管理者要綱の中の第4番の申請の手続のうち、その申請資格の部分についての第1で挙げてあります。それは町執行部が指定管理者として指定しようとする団体は、法人格を有する農業団体か、それとも法人のない農業団体の個人であるかということの中に申請の要綱が入っています。仮に法人をこの有していない団体だとすれば、農業団体の法律上の定義ができるわけですが、農家ということは、農業者、すなわち農家の定義というのは、耕作面積が10アール以上の個人世帯及び耕地面積が10アール未満である場合は、年間農産物売上金が15万以上の個人世帯としているが、町の指定管理者としてしようとする団体を構成する人、これにみんな農家、法人に団体にされるのかどうか、今、指定管理者になろうとしている人がいるのか。

それから、あと、特にめん部におかれましては、農家ではない人もいるわけですが、これには該当しない、申請資格がない者まで含まれていると。またさらに、このめん部においては、町を相手に訴訟を起こして、裁判を起こした方も含まれています。そういう資格のない農家の人がこの中でお仕事をやる資格があるのかどうかと、町長、その辺どういうふうに思いますか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 その農業に該当していない者が就労しているということについてですが、これはそのような状況があったということにしても、やはりそこで消費者の方に提供する。農家の方が生産したものをそこであるいは加工して提供するということについては、私は特に問題ないのではない

かというふうに思っております。

それと、町を訴えていた者がということではありますが、これについては特にその町が訴えられたということについての住民ということであれば、やはりそのような原因が何らかあったのではないかと、そのことについての住民としての思いということであったのかというふうに思っておりますので、特にそこに就労していることについて、私が組合の農畜産物処理加工組合の問題でもありますので、私が特にそこを言明することはいかがだと思いますので、考え方としては、基本的にはそういった考え方を持っております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 根本的に要するにその今のあいあいセンターの設立の精神から、今の町長の答弁は逸脱しています。目的としては、関東農政局の1ページにこの記載されていますけれども、消費者に地域で生産した新鮮な農産物や農産加工品を提供して、地産地消を推進するとともに、生産者と消費者の交流を通して地域活性化を図り、地域雇用の創出と農家の所得向上を目指すというのは一番の目的です。その就労している者に農家でない方がだれでも入ってきていいということであれば、あいあいセンターの目的から逸脱しているのですよ。そして、その中に町を訴えて云々というのは、これは組合の方が採用しているからとあなたは逃げますけれども、今は、現在は直営のあいあいセンターです、管理委託まだしていないのですから。直営ですから、そういう組合に町として提言することが当然できるわけですよ。いかがなものでしょうか。それをやる必要はあると思いますよ。

またさらに、2ページ、関東農政局の出しているアクセスの中の2ページ、めん類部の中で、地元産ソバを使用して、めん類部員が交代制でそば打ちを行い、同センター内のそば食堂で手打ちそばを提供している。取り組み当初は1日75食を販売目標として邑楽町産ソバを使用していたが、現在では野菜てんぷらつきのそば定食を1日平均350食のそばを販売しているということも関東農政局の中でインターネットで出ています。

過日、地場産のそば粉ではないのではないかとということで指摘されて、よく調査をしなくてはわからないと町長、答弁していましたよね。あのあいあいセンターのそば粉、どこで購入しているのですか。調べましたか、お尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 まず最初に、その組合が経営しているものについて、町直営だというふうなお尋ねですが、私は町が直営でやっているものではなくて、組合がこれはこの大野議員の配付された文書から言えば、邑楽町あいあいセンター利用組合が運営をしているということでもありますので、町はその施設を貸し出しをしているということでもありますので、直営ではないということを申し上げたいと思います。

それから、地場産のそばについて調査をしたかということについては、担当課長から説明させま

す。

○横山英雄議長 中村産業振興課長。

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答え申し上げます。

関東農政局のほうで載せておりますホームページの今、議員からご指摘の2ページの一番上段に地元のそばをとということで明記されていることは事実でございます。この件について私のほうでちょっと調べてみましたところ、この関東農政局からこの邑楽町のあいあいセンターの活動状況についてホームページとして載せたいという提案がございまして、取材があったようなことで聞いております。そのときにこの当然そばの話が出たわけでありまして、あいあいセンターとしますと、このホームページつくったのが平成17年度かと思われまして。その時点におきますと、邑楽町のそば粉というのは使っていなかったわけですから、あいあいセンターとしますと、現在仕入れている場所のそば粉を使用しておりますということで明記したそうです。

このページの一番最後のほうを4ページをちょっとごらんいただきたいと思います。4ページに幾つかの写真が載っております、その左の上段にソバ生産組合と契約ということで、ソバの栽培状況の写真が載っておりますが、この写真につきましては、現在ソバを仕入れている場所ですが、あります、新田町でございまして、新田町のソバの栽培状況を写真化したものでございます。たまたまあちらに来られた関東農政局の方が前橋の方でございまして、こちらに来る間においてこちらから情報提供いたしましたので、新田町のソバの作付状況を写真に撮ってきたと。関東農政局としますと、太田統計に情報のほうで載せているわけでありまして、自分の事務所の管内ということが東毛地区ということで考えているようございまして、東毛地区は地元であるということで、地元ソバということの明記をしたというふうに私はそのように伺っているところでございます。

それと、どこからソバを仕入れているかというようなご指摘がございました。それについて確認をしましたところ、旧新田町の名前ですと、大根と言っているのでしょうか、大きい根っこの根ですが、大根南転作機械推進利用組合と栽培契約を締結しまして、納入しているということでございます。

それと、あいあいセンターに従事される方々への状況でございますが、あいあいセンターとしますと、利用組合の規定をつくっております、その規定の中で、その働く方々への雇用の条件といえますか、そういうものを示しているということでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長、今、生産しているところは、課長の答弁聞いて、あなたどういうふうに思いましたか。地場産のそば粉だと思っているのでしょうか、みんな町民も、みんなインターネットもこれも。偽装でしょう、これ。新田の生産組合の転作組合のこの写真にインターネットであいあいセンターが出て、関東農政局も出しているのですよ、これ。みんなあそこでやっているのは

地場産のそば粉を使ってやっていると思っているでしょう。それが新田のほうから仕入れしていると。新田の直営ではないのですよ、あそこ。邑楽町直営ですよ。あなたは組合が運営している。確かに運営は組合がやっているかもわからないけれども、管理は邑楽町でしょう、管理は。だから、その管理を委託したいので、今条例が出ているわけでしょう。管理というのは町が管理するのですよ。しているのですよ。間違わないでください。そして、地場産のそのものを使うということになっているのですよ。こういう契約も何も地元でやるべきでしょう。何で新田町の転作組合のそれと契約結んで、こんなうその偽装と同じですよ、地場産で。笑っている場合ではないでしょう。今あちこちで偽装をやっているでしょう。地元のそば粉を使ったあいあいセンターにしなくてはだめでしょう。だから、そこまで私はちゃんとこの間の全員協議会の中でも、仕様書の中に管理強化をしていきますというふうに言っているけれども、今やられていないのだから、管理委託したら野放しですよ。だから、私は町は、議会は管理委託をするということで決めてあるわけですから、そういう方向にいつていると思います。

しかしながら、これを放置したまま管理委託できないでしょう。きちんと地場産のここに書いてあるように、ソバ生産組合の契約、地元産の手打ちそばと、このように指導するまでは管理委託できないでしょう。どうですか、町長。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ちょっと大野議員の質問の2ページ、めん部ではというところがありますが、ちょっとそこを朗読してみたいと思うのですが、めん部では、地元産ソバを使用して、めん類部員が交代制でそば打ちを行い、同センターのそば食堂で手打ちそばを提供している。取り組み当初は1日75食を販売目標として邑楽町産ソバを使用していたが、現在では今、大野議員が言われるような状態になっている。振興課長のほうで、地元産ということの認識は県内というか、そういう認識で持っていたというふうな説明がありましたが、その当初はそのような形でやっております、現在は新田町ということですが、その利用組合と契約をしているということでもありますけれども、それはそのとおりのようでございますので、それが町で生産されたそば粉ではないということはそのとおりだというふうに思います。

その後、これを放置したままということで、この指定管理ができないということではありますが、当然これは地元でソバ生産がされていないということになりますと、そのめん部は消費者の方に提供できないということになりますので、これは振興課長のほうからも、私も含めてそういった状況があるので、ソバの生産についても、町にもソバの生産組合もあるようですから、その組合にも課長のほうから協議をして、地元産のソバを使用できるように指導していきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 大野議員、3回やりました。

○17番 大野 栄議員 だから、質問ではないですよ。

○横山英雄議長　まとめだけ。答えないですよ。

大野議員。

○17番　大野　栄議員　今、町長が答弁したけれども、承知しているのです。当時はそういうことを地元産を使ったけれども、今度新田のほうにしたと。そこには理由があるのでしょうか。生産してくれる人がいなければ、生産するように育成すればいいのではないのですか。白菜だって何だって、そういうような時期には行政として、農家のそういう生産向上のため、いろいろやっているでしょう、補助事業でも何でも。だから、新田と生産をして云々ということがおかしいでしょう。地元産の農産物の直売、直営販売するということで、何で東毛地区だからいいのだからっていったらだめでしょう。地元産のものを売るという中であそこはできた、補助金をもらってつくった建物でしょう。そうしてあなたは逃げてしまっている、すべてにおいて。地元でつくる人いないから、つくる人いなかったら、つくるようなシステムの直売所にすればいいのでしょうか。これからやります。今できていないのがこれからできるわけないでしょう。

だから、私はこの管理指定は指定の方向でいいのですけれども、今の軌道をきちんと修正して、地元産のそば粉を使うような栽培契約の見通しもつくって、それから管理委託をなさいと言っているのですよ。

以上、私の考え、意見終わります。

○横山英雄議長　本間議員。

○13番　本間恵治議員　今、大野議員が言いました。議会の前の全員協議会でいろんな意見が出ましたけれども、一つも改善されません。町長は邑楽ブランド米を立ち上げるとか、いろんな農家の救済を訴えながら、片方では地元のソバを使わないで、よそのそば粉を容認している。地域の農家のある意味では救済を考えた中でのあいあいセンターだと私は思っています。ですから、地元でとれたものを地元の人が加工して皆さんに召し上がっていただく。それが根本なのですよ。

あなたは全員協議会の中でそば粉が不作だったから、とれなかったから変えたということも言いましたよね。それは議事録にもちゃんと入っていますから、起こせば出ますよ、私も聞いていますから。地元のソバをつくった生産組合と一時は契約をして、ソバをつくっていただいていたのでしよう。そば粉がないときには、高いお金を出しても、同じ値段で出していた生産者もいたのですよ。そういうことをやはり理解した中で、地域の農家の人たちをやはりそのあいあいセンターの中で、やはり盛り上げながら、地域の産業を活性化していくのが当然当たり前のことだと思うのです。

花屋さんだってそうです。市場から持ってきた花屋さんが出すのと、地元で花を生産していた人が一生懸命そこで皆さんに安く提供しようと思ってつくっている方と。でも、私も聞いていますよ。

「うちの曲がった花じゃ本間さん売れないよ」。1人抜け、2人抜け、やめた方が3人も4人もいますよ、実際に出していた人の中で。そういう現状を把握しなければだめですよ、執行側として。当然のことでしょう。そういうのを精査した中で、きちんとした約束をつくった中で、やはり委託

していくのでしょうか。今のまま野放しで、ただそのまま移行していくのであれば、別にやる必要はないのではないですか。そうだったら、もっと地代取って町のために事業収益上げるほうが私はいいと思いますよ。農家の人たちが自分たちでつくったものを加工して売るといふ、そういう一つの目標を掲げた中で補助金をもらって、無償で貸しているわけですから、今だって。これからだって、地代取るわけではないでしょう。ただ、やっている人が、もし軽微な部分について自主的に直してくださいという、そういう規約は入っていますけれども、ある意味では地域の人たちのためになるから、そういうふうに関った中でやっているわけでしょう。何ら規約も変えないで、今やっている人たちをそのまま野放しにして、そのまま渡すのであればやる必要はないですよ。委託するのであるから、ここできちんと精査をした中で、正しい方向に持っていくのが執行側の立場でしょう。全然反省なしで、そのままこれを通すのであれば、邑楽町の町民の人たちに何という言いわけするのですか、そうしたら。これだって、皆さんの税金がこの中で使われているわけでしょう、温存するために。きちんとした答弁してくださいよ。町民が納得できる答弁をしてください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 そばのこと、それから花のことということで、具体的に出ました。これは担当で調査した報告は受けているわけですが、そばについては、今、本間議員が質問されたような経過はあったようです。平成8年の事業開始から11年ごろまでは先ほど申し上げました町内のそばを使用していたと。しかし、気候等の影響で不作になってしまったということで、当然不作になれば価格の問題も出て来ます。いろいろあると思いますが、そういう経過があって、今の現在に至っているということです。決してあいあいセンターのほうに指導していないということではなく、指導していますので、ご理解いただきたいと思いますが、それと花のことも、これは直接本間議員のほうにも担当が聞き取りに行っているかと思うのですが、そのような状況があったと。そのような状況というのは、出荷をしても売れないということ、その出荷の方が言っていたようでありましたが、出荷をされていなかったと、それは売れないということを生産者が思って出荷をしていなかったということもあるようですが、いずれにしてもこの指定管理をする上では、先ほども大野議員にも申し上げました。細かい、管理が終わった後は、きちっとした形での仕様書等もできていまして、その協定書の中で指導していくと、そのように思っていますので、今までの経過からということの話がありますが、指定管理を議決をいただいた後は、きちっとした対応を契約書に基づいてとっていきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 契約した後はきちんとする。口だけです。私は何にも直らないと思いますよ、今の状態では。ではそば粉が不作なときに、ほかから仕入れたのはいいですよ。曲がりなりに百歩譲って。では何でとれるようになって、ではまた仕入れないのですか。何でではずっとそのまま来ているのですか、現状に。行政指導も何もなかったということでしょう、そうしたら。怠

慢でしょう、お役所の。みんなつくっていた人が、出していた人たちが、それで途切れてやめてしまっているのでしょうか。組合までつくって、委託契約までして、途中で破棄したり、そういう経過もあるのですよ。そこにはだって行政が入っていたでしょうよ、中に。何でそれをではもとに戻せないのですか。もとの根本につくったときの地場産業の活性化のために、農家の人たちのためにつくった。何でそれがどんどん、どんどん離れていっているでしょう。どこででは軌道修正するのですか。契約してから軌道修正する。ふざけるのではないですよ。契約する前だから、きちんと内容を固めて、それで契約するのでしょうか。中身があやふやで契約して、後から直しますなんてことできるのですか。それでは契約不履行になってしまうでしょう。だからこそ、ここできちんとした確立をして、それでこれをお願いしますと持っていくのが筋だと思いますよ。なぜそれがわからないのですか。だから、この間あれだけいろんな議論をした中で、少しでも改善して、ではこういうふうにしましたからどうですかというのが執行側の立場でしょう。何も変えないで、そのまま出してきた、また同じ議論をここでするわけでしょう。全然前に進んでいないでしょう、一つも。では前の全協のときに、いろんな話が出たのは何だったのですか。よく考えて、反省してくださいよ、ちゃんと。何が何でもそのまま通そうというのであれば、断固として私は反対します。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午前11時06分 休憩〕

---

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午前11時20分 再開〕

---

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 本間議員の質問、それから先ほど大野議員の質問の中で、契約というか、契約をしてからというようなお話、お答えをしたかと思うのですが、これは言葉が足らなかったわけでありまして、現在も担当をして指導をしておりますし、管理者として議決をいただいて協定を結ぶということになれば、今まで以上に指導して、質問が出されたようなことを一つ一つ改善をしていくということで指導していきたいと、こんなところでありますので、ちょっと答弁の中身で、今していないような受けとめ方をされたかなと思いましたので、今もやっておりますので、そのことでちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 最初は、組合に任せてあるからと言って、今度は指導していると。何でもいから通ればいいのだ、そういうふうには受けとめられません、町長の答弁は。真剣だからこそ私も訴えているのです。少しでも邑楽町の農家のために役に立つ施設になってほしい。町長が公約に言いました邑楽ブランド米を立ち上げる、それと同じことですよ、あいあいセンターだっ

て。地域でとれたものをみんなに喜んで食べてもらう。何一つ変わらないではないですか。そのために組合をつくって、その施設を有効利用してもらうのでしょうか。根本のを忘れたら脱線するだけです。あなたが課長のときでしょう、そのそば粉を打ち切ったのも。そういう話ですよ、突き詰めると。それで、不作だったからほかから買った。ではなくて、そば粉が高くて買えないから、安いところから仕入れたのでしょうか、そのときに。そういう話ですよ。そのときに生産者と委託契約も結んでいるのですよ。だけれども、一方的に破棄されたいらしいですよ、その地元の人たちは。それから注文がなかったと、契約したのに。そういう経過を踏まえた中で、今があるのですよ。もとに戻せばいいでしょう。だけれども、戻さないでしょう、それも、よそから仕入れていて。それで、そのまままた委託するのですか、同じように。今やっている人たち野放しにして、そのまま渡すのですか。それで、何、いつ指導するのですか、では。ここへ出てきたということは、これで通すということでしょう。何が中が変わるのですか。もう少し地域のことを考えた中で、やはり生産者を大事にして、その施設を有効利用してもらうために、どういうふうに町としてとったらいいか、それをきちんと確立した中で私は提案するべきだと、契約するべきだと思いますけれども、最後に町長、その気持ちがあるのかどうか、何が何でもここで通して、そのまま進むのか、明確な答弁をしてください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 本間議員が質問されたように、きちっとした対応をしていきたいと、こんなふうにも思っております。その詳細にわたって、今いろいろありましたけれども、課長のほうからその辺のところについては回答させますけれども、私の考え方は、本間議員が言われるように、地元産のものを使う。それが今までそういう経過だということであれば、今まで前の町長あるいはその前の町長のほうの指導がどうだったかわかりませんが、管理者に指定されたということになれば、そういうことがないようにやっていきたいと、こんなふうにも思っております。

○横山英雄議長 本間議員、3回やりましたから。

○13番 本間恵治議員 答えはいいですよ。

口では何とでも言えるのですよ、ちゃんとやりますと。いつやるのですか。どこをどういうふうに変えるのですか。だって、今ここへかけて通そうとしているのでしょうか。かけてから直すのですか。もう少し聞く耳を持って、前の全協のときに同じことが何回も出ているわけですよ。何をひとつ改善したのですか。この中身のどこが変わったのですか。それだったら何も全協で諮る必要もないし、委員会で話す必要もないでしょう。真剣にその中でいろんな意見が出ていると思いますよ、私は。それ何一つ改善しないで、そのまま出してくること自体が私は、それで何とか通してもらおうと思って答弁しているだけでしょう、町長は。何一つ改善されていないですよ。そういう姿勢だったら、何を言っても水かけ論になってしまうでしょう。何とか納得して皆さんに賛成してもらおうとすれば、おのずと私はいいものは取り入れて、少しでも改善した中で諮っていくのが執行側の

立場だと思えますよ。できるだけそういう気持ちを常に持ち続けた中で対応していただかないと、これからますます大変になりますよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 その前に、中村産業振興課長。

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 前段の答弁ということでご理解いただきたいと思えます。

担当者として現在めん部におけるそば粉の使用等についての指導の経緯でございますが、たまたま私が4月から産業振興課のほうに来たときに、このことについてちょっと疑問に思いました。ことしの8月ごろだったでしょうか、月1回の役員会に出席をさせていただきまして、特にそば粉について町内のどんなような経緯で納入しているかということをお聞きいただき、そば粉等については全数というわけにはいかないにしても、町内のものを使用する努力をしてほしいということで強く要請をしたものでございます。その結果、当時、今の組合長でございます栗田さんが藤川に在住しておりまして、藤川地区としてソバをつくってみようということで、ことし作付を若干していただいた経緯がございます。ただ、これが永年的に続くものか、そのものが一部として納品という形で形にあらわれるものかについては、ちょっと確定できないところがありますが、この辺については今後作付者の拡大に向かって努力をさせていただくということでご理解いただきたいと思えます。

それと、先ほどから協定書等の中身の問題が出ておりますけれども、今までのあいあいセンター、現在の貸し借りの状況ですと、4月1日から借り受けるということで貸します、借りますということで形には終わっております。しかし、この指定管理者制度になりますと、町の条例によって協定書の締結が義務づけられております。借りる側とすると、指定管理者側とすると、大変厳しくその制約を受けるということの中で営業していただく。決して今までが自由に奔放にやっていただいたということではありませんけれども、指定管理者制度はそういうその協定という中に基づいて制約を受けた中で営業していただく。その中で毎月ですか、毎月15日に業務内容について報告を求めたりすることにもなっておりますので、議員ご指摘のとおり、現在全体的には設立当時の目的に沿って事業運営をやっていただいておりますが、ご指摘の点等を考えると、一部努力的に不足している部分もあると思えますが、その辺は今後の私たち職員の指導ということで強めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいということで考えております。

以上でございます。

○横山英雄議長 ほかに。

小倉議員。

○11番 小倉 修議員 今までの話を聞く中で、自分で議場であったことを訴えて、銭よこせ、600万出せと裁判所へ訴えて、そして自分が負けそうになったら放棄をして、そして放棄って何だんべな、どういう意味だという方ですから、こういう結果になるのかなと。

私は税務課長、納税者の立場で考えておるのですが、町を訴え、取り下げ、町に銭を使わせておいて、我々の税金ですよ、町民の。税務課長、そうでしょう、町の予算ですから。我々の税金ですよ。町を勝手に訴えて、そして取り下げて、町に損害を与えて、「町民は何らかの原因があったんだからしょうがなかんべ」と言うような町長なら、本当にすばらしいです、あなたは。納税する人の気持ちになって、税務課長、考えればそうではないですか。町を訴えて、町に何百万も損害を与えているのですよ。我々もだれかに訴えられて放棄をして逃げていってしまったけれども、金を使っているのですよ、何百万も。同じです。その方が町のつくった施設を使って利益を得ると。「しょうがなかんべ。その人はその人の考えがあったんだから」と、あなたはそうやって言っているのですよ。我々納税義務者からすれば、納税者から見れば、これはいかがしたものかなと。税務課長、税金を徴収する立場の中でどう思っているかお答えください。

○横山英雄議長 税務課長。

○小島哲幸税務課長 お答えを申し上げます。

税金を徴収する立場でというようなご質問かなというふうに思っております。大変19年度で決算を認定をされましても、平成19年度から20年度へ大変多額な未収金もございまして、それらの圧縮に苦勞している部分はございます。大変税金を預かる立場としますと、社会情勢まで含めて大変厳しい状況にあるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 税務課長の答弁はすばらしいなど。納税者も今大変なのです。しかしながら、今回あいあいの指定管理者制度をどうするかと、その中に町を訴えた方がいると、全協から出ているのです、そういう話が。私も町でとれたもの、新鮮なもの、安いもの、安全なものを町民に提供するという事は非常によろしいことかなと思うのですが、やはり私も両手を挙げて賛成したいですよ。だが、この状況では賛成できないでしょう、町長。町を訴える、だれか訴える。弁護士に聞けば、その辺を歩いている人も訴えられる。名前も知らない、行き会ったこともないやつまで今訴えられるのです。では町を町民が、何千人、何百人がみんな訴えたら、どうなるのですか、町は。それで、何かあったら、「いいや、取り下げちゃえば」と。それで、町に損害を与えて、「そのまま結構だと、じゃ、あいあいの施設借りたいというならば貸すべやと、あそこの施設借りたいというならば貸すべやと、しょうがなかんべ、町民だから」と。それで納税する義務があるのですか、我々は。その施設も何もみんな町民の税金から成り立っているのでしょうか、基本的には。あなたのポケットマネーではないのだよ。自分のポケットマネーみたいなことを言っているけれども、責任感がないよ、あなたは、ふざけているよ、あなたは。答えてみなさい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 十分責任を持った行政をやっていると、そのように認識しています。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 あしたは一般質問の日でございます。あなたみたいな人と指定管理者制度についての内容についてこれ以上話す気はない。

終わります。

○横山英雄議長 ほかにありますか。

小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 現在あいあいセンター運営されているわけですが、呂楽町の施設を使いまして、先ほどもお話出しましたが、そばについて70食から、今350食ですか、またただのそばだけから、てんぷらがつくだとか、そういうもろもろ付加価値をつけて、売り上げも2倍近くになるうとしているのでしょうか、そういう中で非常にすばらしいと思うのです。思うのだけども、やはりそれ実行するのに当たりまして、立ち上がりから農水省の補助金をいただいて、あれができたわけでしょうけれども、管理は呂楽町に移された。呂楽町の資産となった。それを利用して地場農産、農業の振興ということで非常にいいわけですが、やはりこれがこのようにもめるのには、原因が幾つかあると思います。

まず、指定管理者ということですから、この申し込みの受け付けの段階でもいろいろ問題があった。また、それ以前に呂楽町においては、他市町村に非常に恥ずかしい思いをした訴訟事件ですか、それが幾つもありました。そういう中で、今回のこの指定管理者を協定して設けるのだということなのですが、やはり町の施設を利用し、あるいはその中にある、こちらにも、この案にも書いてありますけれども、やはり什器備品等いろいろあるわけです。そういう中で、それは消耗品であり、経費で落としてしまったのだからと言えばそれまでかもしれませんが、この管理者の協定の内容が私は全員協議会でもお話ししましたが、全然なっていないと思います。なぜかと申しますと、いろいろここにある備品等も書いてありますが、こういうものがこれ町の財産かと思いますが、途中で、まず期間からお話ししますと、24年の3月31日までがこの管理者の指定の期間です。それを過ぎたときには、また公募なりして管理者は新たに決めるわけでしょうけれども、そういうときにこの中に書いてあります期間が限定されているのに、30万の備品までは税法上でいけば経費で落ちしまうかもしれません。でも、現実にはそのすばらしい多くの財産が手元に残ってくるわけです。利用組合が購入したものであるけれども、その辺の今度3月31日、24年の3月31日が来たときに、どのように処理するのか、その辺も全然うたっていない。帰属がどこに帰属するだとかもしてない。そういうことであると、そのときに次の業者が入るとすれば、いろいろこのまま引き継いで、また次の3年間だか5年間だかいくのであれば、そのまま問題ないと思います。だけれども、これはそうとは限りません、契約ですから、協定ですから。その辺を念頭に置いた中でのこの文言の整理等をして、やはりできれば取り下げて、賛否をとる云々でなくて、取り下げて十分吟味した中での再提出のほうが呂楽町の将来のため、あるいは町民の融和のためにも非常に大事なことかと思えます。

その辺、町長、私は出直しがいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 協定書の内容については、事務担当専門のほうでお答えすることをさせていただくことにして、提案をしたことについては、ぜひ議員の皆さんにご理解をいただいて、可決をいただきたい、このように思っております。取り下げをする考え方はありません。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 いや、この最終責任はだれが負うのですか。その負担がもし出たときはだれが負うのですか。町長であるから責任は町長がとるのですよ。事が発生したときに、ではだれが責任をとる。町長が一応とるのですけれども、その場合に、4件も5件も裁判があったのですから、町民の皆さん、よくわかります。役場の職員もよくわかります。議員もよくわかっています。そういう中で、こんなずさんなものをつくって、これを通して町が運営するということは私はいかなることかなと思います。本当にこれ問題がいっぱいありますよ。それで、これは担当課でやったのだからということで、担当課に押しつけするのでなくて、町長のこれは提案ですよ。もう一度答えをお願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 決して担当に責任を転嫁するつもりはありません。中身について専門的な担当ですので、そのことについてはということをお願いを申し上げたわけでありまして、その問題が発生した場合にどうするかというのは、議員が質問のとおり、そのように考えております。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 やはり金銭がこれかかわる問題なのです。例えば町長が過去議会の中で、百条委員会とか、そういうことでやったのとはまた意味合いが違うのです。これは公の、公共の利益になるわけですけれども、やはり約束事、決め事はしっかりしたもので提出してくる。特に今は30万まで備品等がその年度の経費で落ちてしまいますからいいのですけれども、それは全員協議会でもお話ししましたが、その期の終わりのころに物が壊れてしまったと、どうしても買い替えなければならない。そうしたら30万までは組合のほうで購入するわけですから、ではそれが実際に3月31日になって管理者がかかった場合のまたいろいろもめごとが発生します。ですから、全員協議会でもお話ししましたように、施設の管理といいますか、それにつきましては、町でやる、営繕いろいろにつきましても。それで、やはり利用組合、利用なさる管理者から地代、家賃、それなりの負担をしていただく、そういうことが必要かと思うのですが、ぜひこれ問題多く含んでいるので、議員の皆さんも読んでいただければわかると思うのですが、私は町のほうでぜひ出したものを取り下げるのはちょっと出した方にとしてみると、いかなものかと思うのでしようけれども、再提出をお願いできればと思います。

○横山英雄議長 中村産業振興課長。

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 全協のときにお配りしました協定書の18条に、そういう現場における備品の修理等の費用の問題が記載されているところでございます。その協定書の後半のほうに非常に細かく表で町が当時設置した備品等の名目が全部ついております。こういうもの、町が設置したものを修理する場合ということもありまして、指定管理者が終わって、次の人が使える状況にしておくということも施設管理の重要な位置づけでございます。その場合は、使ったことによって、その指定管理者が使ったことによって破損をしたものか、劣化をしたものかによって、それを見きわめて協議しましょうということが条文でございます。基本的には指定管理者が自分で使うために設置した備品については、原則としては、もう指定管理者が切れた時点で引き取ってもらうということが基本的には基本になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 再提出の話がありましたが、その再提出する考え方はありません。

なお、小沢議員のほうから協定書の内容が全然なっていない。ずさんなものをつくってという話、質問がありましたが、私は担当とすれば、責任を持ってそういう問題等が発生しないように、あるいは発生した場合にはどうするかということをも十分考えた上で作成したものと思っておりますので、私は決してずさんなものをつくっているというような思いはしておりません。担当が真摯に一生懸命考えて、問題が起きないように、そして目的に沿うような形でぜひお願いしたいということでございますので、再提出という話がありましたが、そのする考え方はございません。

○横山英雄議長 小沢議員、3回ね。

小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 なぜ大事かということは、例えば21条、全員協議会でもお話ししました。この文言に建物共済、建物は役場のものだから役場をつける。それで、本業務の実施に当たり、乙が付与しなければならない保険は次のとおりである。ただ書いてあるだけなのです。個々に十分、事が起きたときの十分な賠償ができるような保険をつけるよう文言が入っていればいいのですけれども、それが入っていない。そういう中で、指定管理者が、管理者の栗田さんが組合長になるわけですか。理事の方がどういう方が入っているかはわかりませんが、これについているかな。事が起きたとき、第三者には賠償しなければならないのですよ。賠償とは限らず、例えば金貸しの焦げつきについても責任を問われます。邑楽農協でも過去にあったと思う。例えば今の老人福祉センター、あの辺等はそういう関係で、ああいう処分によって、今あんな格好になっているわけだと思っておりますが、そういうのを勘案しますと、やはりこの文言を訂正する、そういうことをしなかったら、これは指定管理者の組合長だけのことで終わることではないのです。そのツケは邑楽町町民にすべてかかってくるのです。ですから、出し直してほしいという私お願いです。

議員の皆さん、これ見るとよくわかると思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○横山英雄議長 中村産業振興課長。

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 この保険の21条の考え方でありすけれども、指定管理者を指定することについて協定書を締結するのだというふうに先ほどは私お答えさせていただきました。ですから、今現在、きょう現在のあいあいセンターの状況からしますと、町とあいあいセンターでは、法律上協定を締結することが求められておりませんので、こういう締結というのはされていないわけです。そうしますと、こういう損害賠償等のものについては、どういうものを保険に入れろとか、どういうふうにしなさいという指導はできません。しかし、今度指定管理者制度になることによって、こういう細々とした損害賠償責任保険、総合賠償責任保険も入れてもらうのですよということを逆に文字化することによって、指定管理者側に制約を加えるということでございますから、今の体制から考えれば、逆にそれを明示することが、それを利用する方、そこで働く方への教示になるというふうに理解をしております。

以上であります。

○横山英雄議長 ほかにありますか。

暫時休憩します。

〔午前 1 1 時 5 4 分 休憩〕

---

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午後 1 時 0 0 分 再開〕

---

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 議案第91号 指定管理者の指定についての反対討論いたします。

私はこの指定管理者にするということは、議会でもう議決されております。今、いろいろ本会議の中あるいは過日の12月3日の全員協議会の中でもいろいろ議員から意見が出たように、今ここで指定管理者の指定をするのには時期尚早であるというふうに考えます。その理由は、先ほど私は申し上げましたように、この組合のあいあいセンターがなぜできたのかということです。国の経営基礎基盤確立の農業構造改善事業の補助を受けながら、平成8年度に開始したものだと思います。その設置目的は、消費者に地域で生産した新鮮な農産物や、その加工品を提供し、地産地消を推進するとともに、生産者と消費者の交流を通して地域活性化を図り、地域雇用の創出と農家の所得向上

を目指すことであるというふうにされて定義づけられております。

よって、またこの応募要項の中には、先ほど申し上げましたように、関東農政局情報センターの情報等によると、地場産のめんを使って云々ということを書いてありますけれども、これが先ほどの中では、地場産のそば粉ではなかったということが明確になりました。新田の生産者組合のそば粉を使って生産をしているということです。しかしながら、インターネット等にはそういう地場産のそばを打ってということに記載されて報告されておりますので、それが虚偽になるのではないかというふうに私は思います。町民、議員の私も地場産の粉を使った地域の活性化、農家生産者の基盤経営を安定するためのそういう施設だと思っていたけれども、実際のそば部門についてはそうではない、偽装があるということです。

したがって、その辺を町長は精査すると言っていますが、休憩時間にいろいろ聞いてみますと、町長が産業振興課の課長のときに、そのそば粉の生産組合を設置して契約をしたと、その後しり切れトンボになったというふうに契約をした方からその話も聞きました。ですから、そういった点では、当時町長は産業振興課長でその辺の経緯をよく知っている、ご存じなはずですが、したがって、金額が合わないから云々とか何とかと答弁していましたが、実際の話を生産者から聞いてみますと、そうではない部分もたくさんあります。したがって、それらも含めて、これから先ほど課長の答弁にありましたように、環境保全対策とか何とかということで、ソバを作付して、今ソバの収穫ができたようですけれども、そういうふうに地場産のそば粉をこれから組合をつくって、生産をして、契約をして、そういうところまで軌道修正をして町長はやると、先ほどこれから契約をしてから、管理委託をしてからやるのだというふうに言っていますが、そうではなくて、きちんと今できることは手を打って、そして地場産の粉を使えるような形にして、そして管理委託をするのが私は望ましいと思います。今進めている藤川地区、どこの地区でも結構ですけれども、そういう組合をつくって、そばの契約をしてというところまでいけばいいなと私は個人的に思っています。したがって、それらの諸手続、また行政としてそういう指導をしながら管理委託の方向にやるのが私は望ましいと思います。したがって、この指定につきましては、まだ時期尚早であるというふうに思います。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに。

本間議員。

〔13番 本間恵治議員登壇〕

○13番 本間恵治議員 議案第91号 指定管理者の指定について反対の討論をさせていただきます。

邑楽町の農業の振興に資するために、私はこのあいあいセンターがあると今でも思っています。町長の公約には邑楽ブランド米を立ち上げるとか、邑楽町の農業の振興に少しでも寄与しようという目標を掲げながら町長に当選されました。私は指定管理者に移行する今だからこそ、正しいあり

方のきちんとした規則を確立した中で、これからの管理者に委託していくのが私たちの役目だと思っております。邑楽町の農業の生産者がつくったものを加工し、そして地域に根差した品物として多くの人に食され、愛されてこそ私はあいあいセンターの本来の姿だと思っています。それを先送りした中で指定管理者制度を進めるのであれば、私は納得できません。邑楽町の農家の振興のためにも、よりよい施策をつくっていただきまして、今後検討した中で改めて指定管理者制度の役割等を検討しながら確立した規約をつくっていただきたい、そういうふうに思っております。

そんな中で、今回の指定管理者の議案につきましては、時期尚早であると、もっと検討を要するというものをつけ加えまして、反対の討論とさせていただきます。

○横山英雄議長 ほかにありますか。

小沢議員。

〔3番 小沢泰治議員登壇〕

○3番 小沢泰治議員 3番、小沢泰治です。議案第91号 指定管理者の指定についてということでございますが、邑楽町農畜産物処理加工施設の指定管理者、本件につきましては、来年の21年1月1日から24年の3月31日までということで、こういうものができるのは私非常に結構なことかと思っております。それには、先ほどのお二人のお話のように、やはり置かれている農業であるとか、あるいは商業、いろいろなものを勘案しながら、邑楽町に見合ったものができて、有効に運営されるのがよろしいかと思っております。

今回私、反対討論させていただくわけですが、これにつきましては、現在邑楽町のあいあいセンター、非常にいいぐあいに運営され、提供されているかと思っております。その中のいろいろについては、また皆さん思うところそれぞれあるかと思っておりますが、ぜひ今回のこの協定書につきましては、内容をもう一度吟味していただいて、年度の初めの21年4月1日から24年の3月31日まで3カ月間期間異なりますけれども、ぜひこの中身、最初から見ますと、いろいろ問題ある箇所あると思っております。どうぞ皆さんよろしく申し上げます。

私、そういう意味で反対討論とさせていただきますが、邑楽町の議会のチェック機能あるいは行政の執行、チェック機能、それをゆだねる管理者、すべてがうまくいくようにと思ひまして、反対討論させていただきます。ぜひ4月1日からの実行、実施をしていただければと思ひます。

以上で終わります。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

小倉議員。

○11番 小倉 修議員 議長、ちょっと足がぐあいが悪いので、ここでよろしいでしょうか。

○横山英雄議長 はい、許可します。

○11番 小倉 修議員 議長の了解を得まして、座ったままで議案第91号 指定管理者の指定について反対の討論をさせていただきます。

所管の委員会でございますが、所管の委員会では表決はしておりません。意見の中では、内容があつていれば半年でもいいのではないかと、1年でもいいのではないかとというような意見は大分出たわけでございますけれども、私もそのとおりだと思っています。しかしながら、ここに至るまでの意見を聞きますと、不安が非常に大きいわけでございます。問題が出たときに解決をするだけの執行部、町長の考えは全くない。議会が賛成多数だったから、議会がこうしたからというようなことで、問題点が幾つも山積されているにもかかわらず、解決しようという努力が全くない。全く認められない。指定管理者にしてしまえばいいのだというようにしか聞こえない。やはり契約というものの、約束というものは実行する前に、こう言って、こういうことをしてください、ああいうことをしてくださいとお互いに話し合った中で、最良の方法をとるのが私は一番よろしいかと思うのです。ところが、執行部はいろいろ話し合いながらやっています。そんなことで町長、問題が出たらどうするのですか。小倉議員が賛成したからこうなりましたと言ってくれても結構ですよ。これだけいろんな問題があるにもかかわらず、一つ一つを解決をして、不安を取り除いて、議員の皆様方どうでしょうかということであればまだしも、全くその努力をする気持ちがない。

建設経済委員会でもいろんな不安が出ました、石井議員のほうからでも。全くそれについても町長は検討する余地すらない。それただ賛成しろと言うだけだ。それで、賛成多数で通ったらいいいではないですか。もし問題が出たときには、議員が賛成してしまったから進んでしまったのだと、私はそういう結果になると思っております。よって、この議案につきましては、先行きの不安を考え、反対といたします。

以上。

○横山英雄議長 ほかに。

細谷議員。

〔14番 細谷博之議員登壇〕

○14番 細谷博之議員 この指定管理者制度ですか、このことに対して賛成討論させていただきます。

多分このあいあいセンターが発足してもう十何年たつと思います。その中でそこにいる小倉修議員も多分そのときに自分と話したことは覚えているかなと思いますけれども、私自身あのあいあいセンターが発足したときは、多分町の税金の持ち出しが大変あるのではないかな、そのように本当に感じておりました。でも、ずっと見てきている中で、その十数年間の中で、今のあいあいセンターが本当に活況を帯び、皆様に利用され、その現在に至っております。

それで、皆さんが言うとおりの、いろいろそれはあると思います、不備な点が。でも、先ほど担当の課長が申したとおり、担当の課長、また町長がおります。その中で、もしこれが指定管理者に移行した中でも不備な点はお互いに話し合っただけで変える、直す、そういう形の中でこの今まで努力してきた皆様が頑張っていただけのように、この指定管理者制度に関しては、私は賛成と考えておりません。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 それでは、討論を打ち切ります。

これより議案第91号 指定管理者の指定について採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第92号 平成20年度邑楽町一般会計補正予算

○横山英雄議長 日程第11、議案第92号 平成20年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第92号 平成20年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,033万6,000円を追加し、予算の総額を72億1,714万4,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、地方特例交付金337万6,000円、地方交付税222万3,000円、国庫支出金3,024万5,000円、県支出金1,039万7,000円、財産収入177万7,000円、諸収入400万1,000円の増額と繰入金470万4,000円、町債3,780万円の減額であります。

歳出の主なものは、総務費339万4,000円、民生費2,878万円、衛生費104万1,000円、土木費1,709万8,000円の増額と教育費4,008万8,000円の減額であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 事項別明細書に基づきまして説明させていただきます。

恐れ入りますけれども、補正予算書11ページ、12ページをお開きください。最初に、歳入でございます。8款3項1目地方税等減収補てん臨時交付金337万6,000円ですけれども、これは道路特定財源の暫定税率の執行期間中の地方への減収補てん部分でございます。

9款1項1目地方交付税につきましては、222万3,000円の増でございます。

13款1項1目民生費国庫負担金につきましては、484万9,000円の増は、障害福祉費負担金の主に施設入所者等の増によるものでございます。

続きまして、13ページ、14ページをお開きください。13款2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金については、2,100万円の増です。この中身につきましては、邑中の耐震に1,800万、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金として、町に全体で、その下にも書いてあるのですが、500万円来ているうちの教育分が300万円です。これは邑中の耐震の二次診断の費用として歳出のほうには組ませていただきました。

5目農林水産業費国庫補助金については、200万円です。先ほど説明しました地域活性化緊急安心実現総合対策交付金のうちの200万円でございます。

続きまして、14款2項県補助金、2目民生費補助金の149万6,000円の増の主なものは、2節の老人福祉費補助金140万円です。灯油購入費の補助金でございます。

続きまして、15ページ、16ページをお願いいたします。14款3項県委託金、4目土木費委託金につきましては、480万円です。これについては、多々良沼公園整備事業委託金で、用地取得の購入費として480万円の委託でございます。

続きまして、17ページ、18ページをお願いいたします。17款1項基金繰入金、3目公共施設等整備基金繰入金については、350万円の減でございます。ふるさと振興基金繰入金については、120万4,000円の減でございます。

20款1項町債につきましては、2目、17ページの一番下でございますけれども、県施行の多々良沼公園整備事業債として520万円、3目教育債として4,300万円の減でございます。

続きまして、歳出のほうにお願いしたいと思います。最初に、21ページ、22ページをごらんください。21ページ、22ページの一番下に、4目財産管理費がございます。27万3,000円の減でございますけれども、次のページをごらんください。増の部分といたしまして、庁舎管理事業の中で、上から2行目、施設間の光ケーブルの設置委託料でございます。本庁舎と保健センターの間を光ケーブルで結ぼうというもので、255万円計上しております。それと、町有自動車のところで、管理用備品購入費としてE T C 3台分の導入で7万9,000円計上してございます。

続きまして、27ページ、28ページをお願いいたします。27ページの3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費737万1,000円の増です。主なものは、28ページのほうの下から丸が2つ目、介護保険特別会計繰出金が450万8,000円、そして一番下の低所得者老人対策で280万円、中身については次のページに明細があります。説明欄をごらんください。これは原油価格の高騰対策費として、灯油代購入助成金でございます。

4目の障害福祉費については、1,618万3,000円の増でございます。これは障害の中の丸が4番目、先ほど申し上げました施設入所者の増による介護給付訓練等給付事業1,218万9,000円、それと自立

支援医療、その下のものですが、患者の重度化による191万9,000円の増でございます。

それと、その欄で6目後期高齢者医療の関係については、504万9,000円の繰出金でございます。

続きまして、ちょっと飛びまして、35ページをごらんください。6款農林水産業費、1目農業費、3目の農業振興費でございますけれども、237万円の増です。主なものは、先ほど歳入のところで申し上げました地域活性化緊急安心実現総合対策の費用を活用いたしまして、肥料価格高騰対策緊急対策事業補助金として347万3,000円を計上させていただきました。

次のページをごらんください。37、38に移らせていただきます。7目農業構造改善費につきましては、農業用排水路の管理事業として269万円上げてあります。

8目農業土木費につきましては、三角の552万7,000円ですが、この中で追加分として説明欄であるとおり、大谷原西地区の排水機場改修工事が230万円計上してあります。

続きまして、39、40ページをごらんください。8目土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費でございますけれども、説明欄をごらんください。道路新設改良事業として610万円、一番下の丸でございます。中身については町道幹線3号線に275万円、次のページをごらんください。その他町道整備事業として300万円、町道幹線6号線に35万円というふうになっております。

8目4項都市計画費、4目公園費ですが、1,066万3,000円の増です。主なものは説明欄をやはりごらんください。下の丸でございます。県施行の多々良沼公園整備事業に1,066万3,000円計上してあります。これは公園用地購入費に464万2,000円、そして県事業への負担金に586万2,000円でございます。

続きまして、43、44ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、4目災害対策費につきましては、同じく説明欄に防災用備品購入費として、排水用ポンプ3台分15万8,000円を計上してあります。

続きまして、45、46ページをごらんください。10款2項小学校費、3目学校建設費、備考欄をごらんください。長柄小学校校庭整備事業として、実施設計業務委託料を60万9,000円計上してあります。

続きまして、その次のページ、47、48に移ります。同じく10款3項中学校費、3目学校建設費については、工事完了に伴う不用額、また緊急安心実現対策として、邑楽中学校の南校舎の第二次診断として463万1,000円を計上したところでございます。

以上です。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

石井議員。

○16番 石井悦雄議員 ただいま総務課長のほうから説明があった中で、24ページ、上段に保健センターと庁舎という光ケーブル、この辺についてもっとわかりやすく具体的に説明をしていただければありがたいと思います。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 現在は、庁舎と保健センターの間をN T Tの電話回線で3本で結んでおります。これは財務会計、住基ネット、グループウェアの利用でございます。3線で年間41万7,000円経費がかかっております。光ケーブルをこれを設置することによって、その年間の経費がなくなりますので、長い年月では得だと申しますか、効率が出るというふうに思いますので、計上いたしました。以上です。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 金銭的には長い目で見ると得だという、それはわかります。でも、これを行うことによって、そのほかに、他にもっとこれをやることによっていい面があったら、その辺のを教えていただければと思います。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 電話回線ですと、情報容量が小さいものですから、大容量が短期間にたくさん送信できると申しますか、受信できると申しますか、行ったり来たりできるという利点がございません。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 ただいま指定管理者の指定については、賛成多数で採決をされました。内容をよく見てみますと、各所管でそれぞれ自分の部署については、真剣に協議、審議して、違う委員会より専門的な分野で研究をしてきたと思います。しかしながら、今の表決の結果を見ると、3対1で時期尚早のほうが多かったです。そういった意味では、議会の組織上いくと、常任委員会を尊重していくという立場でいけば、非常にこれが無効に近い指定管理者の制度の賛成多数になったかなと私は思います。それを前置きいたしまして、ただいまより4点の質問をいたします。

第1点には、非正規雇用の社員の派遣問題の首切り、任期切れだとか、そういうのがいろいろ会社の内定採用の取り消し、あるいは人材派遣の途中契約の打ち切り等々いろいろあります。そういうニュース、新聞紙上でにぎわっている中で、この邑楽町におきましても、その派遣社員は多くいると思います。この問題は、派遣法が国会で成立してしまいまして、その結果が今日出ていると私は思います。まさに政治災害ではなかろうかと思うわけです。そういった点では、緊急に行政として、雇用対策あるいはいろいろな弁護士等を活用いたしまして、相談窓口を緊急に立てる必要があると思いますが、この予算の計上の中ではそれが見受けられないと。ですから、年末年始に向けて緊急な相談窓口を商工会あるいはハローワーク等々、広報は12月1日であると思いますけれども、そういう雇用対策等の相談に緊急に乗っていく必要があると。計画をすぐ立てるべきだと私は思います。その辺について町はどのように考えているのか。

それから、2点目は、暮れになると、いつも滞納整理を行政挙げてやるわけですが、今回余りそういう話も聞いていません。滞納整理の職員が嘱託で2人いますけれども、それにお任せというのではなくて、課長みずから滞納整理にこの12月に向けて1万でも2万でもそういう督促をして、じかにいただきに行くような、そういう対策をやるプロジェクトチームをつくってやるべきだと思うのですが、いまだにそういう話は聞いていないし、全協の中でもないと。その対策を、滞納整理をどういうふうに考えているのか。今やるべき、早急にやらなくてはならないと思います。

それから、3点目においては、きょうの新聞に公務員のボーナス支給、邑楽町も、我々もそうですけれども、昨日振り込みされました。邑楽町の平均の年齢は43.8歳です。平均の支給総額87万3,133円、ちなみに町長は202万4,760円。そういった中で臨時職員もたくさんいます。臨時職員は164名です。この方たちのボーナスは幾らですか、町長。私の知るところでは0円だと思います。余りにも差があり過ぎないかどうか。やはり一緒に働いて、仲間としてゼロということないでしょう。平均87万円もらっているのですよ、職員は。164名の現場の職員、保育園の保母、それから幼稚園の教師、学校の教師、事務職、専門の事務職、たくさんいると思います。それらの方々にゼロということはないでしょう。その辺を緊急にどのように町長は考えているのか。

それから、4点目です。賀詞交歓会についてです。過日の12月3日の全員協議会の中で、町長は賀詞交歓会はやらない方向です。その理由に54万の一般財源の支出があって、予算措置はしていないみたいなことを言われました。実際に1,000円会費を取っていますから、実際の一般財源は20万円程度と聞いております。議会はいつ賀詞交歓会の一般財源を使ってはいけないと言いましたか。この間の12月3日にもいろいろ賀詞交歓会についての意見が出たでしょう。所管の委員長からも賀詞交歓会はぜひやるべきだということも出たでしょう。それをいつ中止にしたのか。今からでも間に合いますから、賀詞交歓会の日程等と諸団体に出すべきです。町長は独善的に1人で勝手に決めている。議会に相談をしたのだったら、この間の雰囲気見ればわかるでしょう。所管の委員長だって、賀詞交歓会必要だ。何人からも意見が出ているわけですよ。20万円の一般財源が、金が予算措置がなければ、1,000円の会費を2,000円にすればいいのではないのですか。そうすれば2万でも3万でも雑入で黒字が出ますよ。だから、私に言われたでしょう。この間12月3日の全協のときに、町長は各団体から案内があれば新年会に行きます。行けば手ぶらでは行けないでしょう。町長の交際費等々の公金をもって、税金をもって酒ついで、あなたは選挙運動やっているのと同じだと、そこまで言われたでしょう。賀詞交歓会は私はやるべきだと思っています。

以上4点、町長の答弁求めます。

○横山英雄議長 中村産業振興課長。

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 雇用対策についてお答え申し上げます。

議員もご指摘のとおり、金融危機に端を発した非正規職員の雇用の打ち切り等の通告がなされている状況でございます。県内におきましても、富士重工業が減産によります800人からの人員整理

が計画されました。このような状況は、邑楽町町民の雇用においても心配される状況がございます。また、町内企業においても同様な措置が行われる懸念があるものでございます。今後町としましては、商工会と連絡をとりながら、情報の収集、対策に当たっていききたいというふうに考えております。なお、当面の策としまして、勤労者の生活に必要な資金を融資する勤労者生活資金等も創設しております。優遇等について措置していききたいというふうに考えております。なお、県のほうでは、来年1月になりますが、緊急の面談会を実施するという事で予定しております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 滞納整理の部分につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

例年同じような取り組みになってしまうかと思うのですが、既に未納者に対しまして、町のほうから催告書を送付しております。それに合わせるように、来週から町の税務課の徴収担当、それから太田県民局の個人県民税の特別徴収班、それから館林県税事務所、これらの県の組織と協力をいただきながら、一体となりまして、来週から臨戸のほうを始めていききたいというふうに思っております。それと並行するような形で税務課職員全員で電話催告のほうも今後取り組んでいくというように考えております。年末に向けまして、ことしは31日がもう銀行が閉まってしまうということで、できるだけ長い期間ということで、年末30日ぐらいまでは頑張っていけたらというふうに思っております。議員ご指摘のとおり、私もこの定例会が終わり次第、職員と一緒に滞納整理に歩きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 ボーナスの関係につきましてお答えいたします。

臨時職員につきましては、たくさんの臨時職員の方にお世話になっていることは、議員さんご指摘のとおりでございます。現在ボーナスについては半年間の契約で、さらに半年延ばすという形で、合計1年間の契約でまた選考をやるという方式を現在とっております。その中で時給あるいは月給ということで、ボーナス、賞与部分については現在規定がなされておられません。今後どうするかということにつきましては、財政を預かっている課長の立場とすると、750円から800円に時給については値上げさせていただきましたけれども、さらにボーナスという、かなり慎重な対応が必要かなと思いますので、この席では出すとも出せませんとも答えられないのが現状でございます。

以上です。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 賀詞交歓会の中止のお尋ねですが、議会がいつその費用を使用して悪いと言ったかというようなことですが、そういうことはありません。これは1つには、政策的な考え方で、町民

の皆さんの一人でも多くの意見をということが、これからの町づくりに反映できるのかなということとで一つは考えたということであります。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 勤労者の資金貸し付け云々ということですが、そうではなくて、雇用対策の相談窓口を緊急につくる必要があるのではないかとということで、町長、言っているのですよ。所管の課長はいろいろ貸し付けだとか、資金だとか言っているが、私はそれも大事ですが、今一番やっぱり不安になっている、仕事がなくなって、収入がない、そういう雇用対策の相談をきちっと行政で受けとめて、あらゆるところに相談したり、そういう窓口を必要ではないかということを行っているのです。

それから、税務課の職員だけで滞納整理するのは大変だと思うのですよ。ですから、この際各所管のスタッフの協力を得てやるべきだと私は思います。

臨時職員のボーナスの件ですが、今、非正規雇用の職員をめぐり、いろいろ社会的な問題になっているのです。町も結局はこの行政でもそうだと思うのですけれども、半年契約、半年契約ということで、何年も仕事をして、行政として都合のいい契約のパターンをしているのですよ。だから、半年だからボーナスはやらなくていいだろう。それで、ではその臨時職員がいないと行政が回っていくかと、回っていかないと思うのですよ。ですから、その辺でもう少しこれだけの職員が大変なボーナスをもらっているときに、164名の職員に何か気持ちをやらなくてはならないと私は思います。それを捻出するなら、町長が考えればいいのですよ。町長が考えればいい。我々議会が考えることではない。町長がどこをどうやればいいのか。その必要があるかないかの選択だと思います。これはまだ12月は2週間もありますので、早急に検討して、支払う方向で、気持ちでもやればいいのかと私は思います。

それから、賀詞交歓会もこれは政策的なものだと言っても、あなたの政策が議会で何でも通ると思ったら間違いですよ。それ独善的でしょう。私がやめるのだからやめるのだからだめですよ。行政改革をして一堂に集めてやるということになって、今4年目で、来年やれば5年目になるのですよ。政策的な問題でこれは取りやめですと言ったって、今そういうのが行政改革に一堂に集まってやるという時代に移行しているのですよ。太田なんかは会費は2,000円取っているそうです。だから、1,000円では一般財源がどうだこうだと、あなたはころころ変わりますね。何でその賀詞交歓会が政策的なものなのですか。一堂に集めてやれば、町長だけがいい思いするのでしょうか。そうでしょうか。我々が賀詞交歓会に参加することによって、大変有意義なのですよ。各団体、区長会、課長、議員、教育委員会、それから各学校、全部すべての関係業者も集まるのですから、それを一堂に「おめでとうございます。ことしもよろしく」と賀詞が交歓できるのですから、本当に利便性もあるし、いいと思いますよ。昼休みに1時間の短時間で終わらすわけですから。

それで、この間の全員協議会の中では、20万円の予算がとっていないからということ、きょうは

政策的な考えだ。年じゅうころころ変わる。そうではないですか。笑っている場合ではないですよ。だから、一人でも多く何とかと。この間だって地区で一人でも多くというのは、地区の、あしたまた一般質問でただしていきますけれども、やったばかりではないですか、ひざ交えて。だから、そういう点では、ぜひ賀詞交歓会、今からでも間に合いますから、やってくださいよ。

町長の答弁を、今度は課長要らないですから、私の再質問については町長の答弁を求めます。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 最初の非正規雇用、派遣社員の関係で、緊急相談窓口をとということですが、先ほど課長のほうからも答弁の中で、いろんな形で面談会を行うというようなこともありましたし、当然この地域、ハローワーク館林のほうでも、即それに対応しているという部分もありますので、そういう点では担当なり、私なり、そういった状況がハローワークのほうと連絡をとり合って進めていければと、こんなふうに思っております。

2点目の滞納整理の関係ですが、対策については、先ほど課長のほうが答弁をいたしましたので、これからそういう点では大変な滞納されている金額の方もあるわけですので、少しでも滞納金が少なくなるというように努力をしていきたいと思っています。

それから、臨時職員の関係については、先ほど総務課長のほうから答弁がありましたので、その支給するという点になると、当然支給するための整備もしなくてはならないと思いますので、そういう点については今後可能かどうか、担当のほうで検討させたいと思います。

それから、賀詞交歓会については、決して独善的に考えたのではなくて、先ほども申し上げたことが一番の要因でありまして、結果として町のほうの予算も20万円ほど過去に利用させていただいているわけですが、それはそれといたしまして、先ほど申し上げたような考え方から、多くの意見を聞かせていただければということで、中止を考えたというものであります。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 臨時職員の164名のボーナスゼロについて、財政の方と相談しながら今後検討していきたいということは、このままでいきたいということだけれども、財政ではないでしょう。自分自身の考えで、財政にこうしなさい、ああしなさいと指示すればいいのでしょうか。では財政ができませんと言ったらできない、できると言ったらできるで、人のせいにするのですか、あなたは。町長でトップなのです。私の考えはゼロでいいからゼロにしなさい。あるいは多少2万でも3万でも年功序列によってこれだけ支給するようにどこから捻出してやりなさいと、そういうのが町長の役割でしょう。相談して云々というのは何ですか、それは。あなた自身の考えがないではないですか。財政ができて、できなくても、自分としてはこういう考えだからやりなさいとやればいいのでしょうか。それが町長の立場だと思えますよ。それで、人のせいにするのではないのですよ。財政のせいにしたたり、議会のせいにしたたり、とんでもないことです。ですから、12月のこの末に町長自身、その考えを出して、予備費だって何だってあるわけですから、自分自身の考えで決断しな

さいよ。

それから、賀詞交歓会でも政策的な考えですということは、12月3日の考えから変わったわけですが、賀詞交歓会は私はやるべきだと思います。議員は圧倒的多数、賀詞交歓会はあったほうがいいやと思っているのですよ。町長だけでしょう、一人でも多く云々と言っている。あなたはまめだから、私もこの1年間町長として障害者のスポーツだとか、各運動会、各小学校運動会何だと、いろんな行事に町長とたまに行き会うことありますけれども、よく私見ていると、あなたはまめだから、来賓席には余り座っていないです。ちょこちょこ、ちょこちょこ、ちょこちょこ、ちょこちょこあいさつ行っていますよ。自分ではないですか、あいさつは。私もよくあなたを見ているのですよ、何しているのかなと。大体ぽつんと座っている。そのうちにちょこちょこ、ちょこちょこ、ちょこちょこ、ちょこちょこ歩いてあいさつ回っています。これはもう3年後の選挙運動でしょう。あなたの頭は町を一つにだとか、一丸となってこういうふうにやりましょうということよりか、3年後の選挙にどうやってやれば勝つかと、頭それしかないのでしょうに。何が政策的なことで賀詞交歓会をやるのですか。議員のみんなだって、賀詞交歓会いいことだから、会費が足らなければ2,000円でもやって、やったほうがいいという人が圧倒的多いのですよ。にもかかわらず、独善的にやるということはおかしいでしょう。この間全員協議会であれだけの意見出て、また同じ考えで、ちっとも正されていないし、修正もされていないではないですか。さっきの指定管理者のと同じですよ。何で全員協議会で協議事項にするのですか。協議したらば、内容を吟味して、それで改善できるものはなくてはだめでしょう。そっくりそのまま出したってだめなのですよ。だから、今からでも間に合いますから、間に合うものはどんどんやってください。町長の答弁を求めます。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 臨時職員の関係については、町長が判断しなさいということでありまして、先ほどお答えしましたけれども、支給することが可能か、可能でないかということの法整備といえますか、決まりがもちろんお金を支出することになりますと必要になるわけですので、その辺がどうなのかということで検討させるということですので。

それから、後段のことについては、先ほどお答えしたとおりです。

○横山英雄議長 ほかに質問ありますか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 今、大野議員が質問した中で、町長は政策というか、多くの人たちから意見を聞きたいから賀詞交歓会をやらないのだと、私はあなたの顔を見たくないからやってもらいたくないほうですけども、そういうことを言うのであれば、また一般質問でも言いますけれども、町づくり座談会、4回開いて、1度はゼロでした。200人も入れるこの隣の会議室で、課長以下みんな待っていたわけでしょう、30分も。あなたはあるところに行って、座談会があるからと言って先

に帰ってきたはずですよ。そういう話を、あいさつをして。それがあなたの今の人気なのですよ。それに出ないで、逆に自分を好んでくれる人のところだけ行って、あいさつしていればいいのではないですか。私はそういうふうに思います。本来町づくり座談会、あなたが邑楽町じゅうを回って公約をした一つ一つを地域に帰って、皆さんとひざを交えてやるのが本来の町づくり座談会なのですよ。あなたは言いわけにやっただけでしょう。ゼロだったその後57名そろいましたけれども、区長さんが一生懸命村役集めて連れてきたのです。私はそれも知っていますよ、うちのほうからも行きましたから。町民のために本当に身を粉にしてやっているのかどうか、疑われますよ。さっきのこともそう、聞く耳持たない。真剣に話しても、一つもそれを聞き入れようとしない。その姿勢があなたをだめになっているのでしょう。私は真剣に訴えていても、幾ら訴えたって、あなたは聞かないですよ。口だけですよ。ああ言えばこう言う。今までの答弁の中で何一つ確信を得た答え出していないでしょう。場当たりのにやっているだけですよ、一つも。少しでもこういう中で意見が出たら、一つでも取り上げて政策に生かしていくのがあなたの役目でしょう。よく考えてやっていただきたいと私は思います。

今回補正を組みましたけれども、あなたは当初予算が組めなくて、前の久保田町長が残した繰越金を繰り入れた中で予算組みをしました。そのときに節約してお金を残しますと、繰越金をいっぱい出しますというような話をしましたよね。今回この補正が出ましたけれども、見通しはどうか。あとわずかになります。あと3カ月です。その見通しをどのようにあなたはこの補正を見ながら考えているのかお伺いしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 経過については本間議員が十分承知していることですから省きますが、節約をして行財政運営をやっていくということについては、私はそんないいかげんな気持ちでやっているつもりはありませんし、真剣に取り組んでいるつもりです。少しでも繰り越しができるかできないかまだわかりません。年度が閉まりませんとわかりませんが、そのような形で努力していくということの気持ちは十分ありますので。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 気持ちは十分あるのですね。でも、結果はどうなるかわからないということですね。今回の補正も本来であれば、当初予算で2回ほど延ばされて、6月に通った予算なのです。それがまたここで補正されて出てきたわけですが、私はそんなに補正はないだろうと思って見てきたのです。余ったお金を返す、そういう部分であれば私はいいと思いましたけれども、そのほかにでは今の町長がどういう特色を出して予算を盛るのだろうと、私はそういう意味でこの予算書見たのですけれども、町長がこの補正の中で、何に力を入れて、どういう方向に町を持っていくのか。一つでもいいです。あなたがこれだけはどうしても予算がとりたかったと、そういうことがあったら1つでもいいです、言ってみてください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 補正予算ということですので、今までの事業も含めてこれからも行う中で、それ補うということの考え方ですので。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 当初予算からいろんな公約を掲げてまいりましたけれども、1年この補正を組んで3月までやっていくわけですから、何ひとつあなたの政策がこの予算の中に生かされなかったと言っても私は過言ではないと思います。給料を減らされて、15歳までの医療費を無料化しました。あなたがやったのではないのですよ。議会でやってもらったのでしょう。この次の予算にはあなたの特色を出した立派な予算を提出していただきたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 答えは要りますか。要らない。

○13番 本間恵治議員 はい。

○横山英雄議長 ほかにありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小倉議員。自席で。

○11番 小倉 修議員 ここでよろしいですか。

○横山英雄議長 はい、いいです。

○11番 小倉 修議員 済みません。申しわけございません。

議員も執行部の皆さんも4月からきょうに至るまでの予算の動きというのですか。予算が、当初予算が暫定になり、不肖私、予算特別委員長を仰せつかりまして、いろんな方と調整をした中で、財調が一番問題だったのですが、財調といいますと、預金ですよ。この時代にその方向性からしてどうなるのだろうということで問題になった中での予算が成立したわけでございます。

そうしますと、暫定予算のときのことを考えれば、皆さんはより一層補正予算のことは考えなければならぬと私は思っているのです。町長はこの前の全協のご意見ではないですけども、19年度の4月1日にさかのぼった中での補正予算、12月の補正予算を立てようとするような全くわけのわからないことをやっている方ですから、今回も補正予算も当然のごとくいろんなものが出ておりますけれども、私は暫定予算のことを考えますれば、当然のごとく執行部は歯を食いしばっても、できるだけ歳出を内輪にして、21年度は大変なのだということがあれば、当然考えなければならぬと。あなた方は予算が湯水のごとく収入があると、自主財源があると思っている方もほとんどではないかなと私は思っております。あれだけ当初予算で暫定を組まなければならなかったと。今回の20年

度予算もこのままでいけば、9月の決算、「暫定何で組んだんだんべなど、これだったら初めから組むことなかったんだべと、邑楽町は公債許すにしたって何だったってうんと楽なんだと、つぶれるわけねえやと、どんどん使っちゃうべ」というような私は20年度のこの一般会計の補正予算だと、私は予算特別委員長をやって、責任ある立場になって真剣に考えました。それを考えれば、今回の補正予算なんていうのは、歯を食いしばっても、水を飲んでも、あなた、今水飲んでますよね。我慢をして、やはり21年度はもっともっと予算は大変だと思えば、頑張るのが当たりまえでしょう。それでなければ邑楽町は大変ですよ。あなただけです、楽だなんていうので、19年度予算の4月1日にさかのぼれなんて言っているのは。職員はみんなもっともっと真剣に考えていますよ。よって、私はこの補正予算につきましては、将来先行きのことを考えますと、到底無理があると。よって、私は反対の討論といたします。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに討論ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を打ち切ります。

これより議案第92号 平成20年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午後 2時12分 休憩〕

---

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午後 2時26分 再開〕

---

◎日程第12 議案第93号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第12、議案第93号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第93号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、予算の総額を28億5,794万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の増額であり、歳出については、総務費及び諸支出金の増額と保険給付費及び保健事業費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第93号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第94号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正  
予算

○横山英雄議長 日程第13、議案第94号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第94号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ504万9,000円を追加し、予算の総額を2億303万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の増額であり、歳出については、総務費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第94号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第95号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第14、議案第95号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第95号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,250万3,000円を追加し、予算の総額を13億351万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の増額であります。

歳出については、総務費及び保険給付費の増額と地域支援事業費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第95号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第96号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第15、議案第96号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第96号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を4億2,208万6,000円といたしたい次第であります。

歳入については、諸収入の増額であり、歳出については、公債費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第96号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第97号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第16、議案第97号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第97号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万4,000円を追加し、予算の総額を2億4,622万6,000円といたしたい次第であります。

歳入については、一般会計繰入金が増額であり、歳出の主なものは、施設修繕料及び備品購入費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小倉議員。

○11番 小倉 修議員 給食センターの関係でございしますが、食中毒がいつ出てもおかしくない施設、栄養士さんから私伺ったことあるのですが、いつ出てもではなくて、食中毒が出ました。たまたまなんて言っている方おられましたけれども、責任者の中で。補正も大事ですが、その根幹的な中心たる給食センターから食中毒、それは材料が悪かったから、腐っていたから、父兄から金もらって、腐ったものを児童にくれたということで、たまたま出たのですけれども、その施設も大分老朽化しておる。当然のごとくそう叫ばれて、前の久保田町長も大変苦心しておられました。苦慮しておられました。当然のごとく、久保田町長が当選しておれば、給食センターはこれから食中毒も未然に防げるのではなかろうかなと、もしそういう結果が出たとしても、もしそういう傾向にあったとしても。ところが、何にもしないわけではないのですけれども、教育課長、現在のところどうなっていますか、伺います。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 お答えを申し上げます。

6月2日に発生しました食中毒に関しましては、その後文部科学省、またスポーツ健康センター等からの調査が入りまして、それらについての対応について大変厳しいご指導をいただきました。

その指導の中で、たくさん老朽化に伴う改善等の指導があったわけですが、今回につきましては、その指導をもとにいたしました補正予算を今回ここで計上をさせてもらっているわけでありまして、また、その施設設備等もさることながら、基本的には衛生管理マニュアルの徹底ということで、それぞれセンターの所長を中心としながら、職員全員が研修にも努めているところでございます。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 私から見ても、本当に立派な教育委員さんの面々が、これからの給食は自校方式がいいのだと、それを決めたのだというふうなうわさもあるし、また立派な町長は、委託がよかんべなんていうような話が聞いているのです、私には。うそか本当かわからぬけれども。その中にまたセンター方式というのがあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、今の建物が非常にくたびれていると、あすにでも食中毒が出てもおかしくないのだというふうな建物なのですよ。教育課長、いつごろ出発しますか。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 実は給食センターの改築につきましては、前町長がかつて議員のほうからそういった意見が出たときに、着工の時期につきましては、中野小学校の耐震の工事が終わってからというふうなお答えをしたかと思いますが、そういったことで私も承知をしております。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 父兄が食中毒が出そうな古い建物でつくっておる、安全だかな、安全ではないのだが、これから邑楽町を担う子供たちがそれを食べると、父兄がよく金を払うなど。給食費は完納ですよ。私が父兄なら怒りますよ。やはりそういう心配がある建物については、一日でも早くそういった結果が出ないように、それでは教育課長、あすにでも給食センターから食中毒は出ないとは限らないと栄養士から聞いているのですが、もし万が一出たら、「出ちゃったからしようがないかんべ」で済むのですか、お聞かせ願います。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 実は先ほど申しました7月に文科省のほうから調査官がお見えになったわけですが、そのときの指導の中で、実は日本じゅうを見て回っている調査官であったものですから言えたかなと思いますが、邑楽町の給食センターよりもはるかに古くて、まだまだ改善する余地のあるセンターはほかにもたくさんありますと。ただ、そういった中で、職員のその衛生に関する、衛生に対する管理意識と申しますか、意識を高めることによってそういったものは防げるというふうなご指導もいただいております。食中毒がいつ起きてもおかしくないという言い方も大変厳しい言い方ですが、そういう言われ方もありますけれども、これはどこの給食センターにおいても言えることかなと思います。古いからとか、老朽化が進んでいるからだけでは食中毒は起きない

わけでありまして、起きないように今後も十分それらについては注意をしながら、二度とこういうことがないように、今その準備も進めているところでございますし、今の給食センターでも今後食中毒は起こさないということで給食を今つくっているところでございます。

○横山英雄議長 小倉議員、3回やりましたから。

○11番 小倉 修議員 答弁は結構でございます。あしたまた一般質問で、私は2時間時間をいただいておりますので、それに絡めた中で考えていきたいなと思うわけでございます。学校教育課長には私は質問して、答えていただいて、返ってくる考え方というのを聞きたいわけで、そういった返ってくるこだまではないですけども、考え方は私尊重しますので、うそつき、口先、そういうやつは私大嫌いなのですよ。よって、教育課長にいろいろ突然に質問をし、ご迷惑をおかけしましたけれども、あしたはまた一般質問で違った形の中でいろいろ課長さん方々に質問させていただこうかなと思っておりますので、答弁できないやつには質問しませんから、答弁してもらっても困る人には答弁してもらっても困るし、大変学校教育課長にはありがとうございました。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 関連という形になりますけれども、いろいろ今、学校関係、給食関係のお話が出ました。私も総務関係としていろいろ伺っていると、総務は何していると言われる前にお伺いしなければいけないかなと思ひまして、ことしの当初の予算のときに、私は賛成討論をやった中で、金子町長が給食センターに向けて前向きな姿勢を示したということを入れた中で、そのときに当時賛成討論をやったかなと、そんな記憶がございます。そして、いろいろ今までに何回かの総務文教委員会が開かれました。その中身の中で、給食センターの今お話がありました中毒の事件、あるいは今の建物がどうなっているかと、非常にもう老朽化しているという、そういう話もかなり総務委員会でも話し合われてきました。教育課長とはそのたびにいろいろ相談をしながら、現況の給食センターについて町はどう対応されているのかということも何度も質問しながらお聞きしております。

所管ということなので、町長と教育長にこの際ですが、お伺いしたいのですが、ぜひ総務委員会としてもお願いしたいのは、一日も早く検討委員会あるいは検討委員会に向けての準備委員会、というのは最終的に今後の給食センターはこうあるべきかという委員会をつくってほしいなというふうに私は考えておりますけれども、町長と教育長のお考えを伺いたしたいと思います。

○横山英雄議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 給食センターの改築といいますが、その件につきましては、改築をするか、どういう方向でいくか、まだ結論的にわかりませんが、何とか先ほどから出ていますように、子供たちが安心して食事ができるような、そういう給食を提供するためには、何らかの方策が必要だろうということは私自身も思っております。町長のほうにもいろいろ申し上げているところなのですが、いよいよ先日この9月議会が終わった後だったと思うのですけれども、何とか検討をしてい

こうということで、ある程度のゴーサインをいただいております。したがって、教育委員会としてもどういう委員会か今検討して人選を進めながら、少しずつ前に向かっていくところでありませぬ。ちょっと足が遅いような感じも確かにしますが、慎重に検討をして、しっかりした委員会なりを立ち上げて検討していきたいというふうに思っています。

それから、先ほどちょっと出ましたけれども、自校方式を教育委員会で決めたというふうなお話だったけれども、給食センターをこれから改築なり、変える方向でいくにはどうしたらいいだろうかというのは、教育委員会にも……

〔「教育委員会じゃなくて、教育委員がそういうふうになっていると思いますよ」と呼ぶ者あり〕

○川田定昭教育長 だから、教育委員が決めたということ、教育委員が決められるはずがありません、1人では。

〔「教育委員が決めたという話ですけど、何人かで。自校方式」と呼ぶ者あり〕

○川田定昭教育長 ああ、そうですか。そういうことが自校方式に決めたということが世間に流れると、非常に私どもとしては困るなという感じがしたわけですが、議論はしているということです。給食センター、自校方式がいいのではないかという意見も確かにあります。しかしながら、財政的な問題、いろいろな状況、今までの経過を考えると、別な建て替えがいいのではないかと、いろんな議論がありますので、教育委員会としても議論を始めたということですので、決めたということではありませぬので、お断りしておきたいというふうに思っています。ただ、一日も早く方向性を出して、建て替えなり、いろんな方向を出していくということは、私どもも理解しておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○横山英雄議長 立沢議員、いいですか。

金子町長。

○金子正一町長 今、教育長がお答えしたように、最善な方法について今検討をさせているところがありますので、早い時期にというお話でありますけれども、努めて早く進めていきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 先ほど、今回指定管理者制度というのがあいあいセンターの皆さんに決まったわけですが、この指定管理者に決められたのが昨年の9月の定例議会ですよね。今こういう給食センターの話が私が出しました。ことしの春もそういう話も出ていたと、そういうことを考えると、邑楽町は次の事業に入るのに1年も1年半もかかるのかというような長い話にならないように、ぜひ今、町民は非常にそういったことに注目をされております。もちろん今の話の中で、自

校式だという言葉が出ているのも、やはり町民の皆さんがそこまで、それだけ給食センターに対する関心が高いのかなと、私はそんなふうに私なりに考えております。そういったことを踏まえた中で、教育長が歩き始めたという言葉を出していただきました。ぜひ少し早目に歩き始めまして、ぜひ早いうちに自校式あるいはセンター方式、いろんな方式があると思います。そういった目標を挙げた中で準備委員会なり、検討委員会に今度は走ってもらいたいなと、そんなことをお願いしたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 この給食センターのことにつきましては、私も質問してあると思うのですが、町長はそのときに、民間委託するか、今と同じようにやるかということで検討するような言葉で濁して、そのままになっているのです。きょうを迎えるわけなのですが、今の話では、教育長のほうに任せたと話になっていますけれども、やはり事が起きてからでは大変なことになるのです。そのところをいつも念頭に置いてやっていただければと思います。

私も総務委員会の中では、課長を通じて何度も給食センターのことに対しては言っているつもりなのですが、結局は課長独自では答えられないということで、町長、教育長の指示を得られなければ動けないわけですから、本当に子供たちのことを考えて、最善の努力を払っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○横山英雄議長 答弁はいいですか。

○13番 本間恵治議員 はい。

○横山英雄議長 ほかに。

石井議員。

○16番 石井悦雄議員 私が質問しようと思ったら、小倉議員のほうから話されたわけでございますけれども、私はこの補正を見て感じたのです、正直言って。ここに町長の説明ですと、備品等を含めた中での一般会計からの繰り入れのお金ですね。ということは過去において給食センターの問題については、今にでもスタートするかのように正直言って個人的には期待しておったのです。でも、教育長の話ではございませんけれども、ちょっと足が遅いものということですが、邑楽町の将来を担う児童生徒が食べる給食をやはり親心として心配するのは当然だと思うのですよ。おくれればおくれるほど現況の社会情勢の経済というのは厳しいばかりですから、ゆうべの遅い時間のテレビ見てもそうですけれども、ソニーなんかもうゆうべは1万6,000と言ったけれども、けさの話ですと1万8,000とかという話も聞かれておりますけれども、そのくらい従業員というのですか、職員というのですか、しかも正社員までというような話も聞いています。それがもちろんあした聞きたい部分があるのですが、邑楽町どの程度影響されるのか、それらも加えて、この給食センターの件については、改築するのかしないのか、方法とすればこういう方法がい

い、ああいう方法がいいというのをもう少し真剣に検討をしていただければいいかな、そんなふうに思っております。ぜひお願いしたいと思います。

なお、この中にある備品等の購入ということですが、これらのことについて具体的に説明ができましたらお願いしたいと思います。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

まず、備品ですが、現在野菜等をすべてボイルをしているわけですが、それらを冷却する真空冷却機というのがございます。大変高価な機械でございます、約900万ぐらいの機械を使っているわけですが、現在その冷やしたものをさらに調理するまでの間、どうしても冷蔵庫に入れなければなりません。その冷蔵庫がないので菌が増殖してしまうというようなご指摘がありましたので、冷蔵庫を3台、それからこれは高台車がございまして、要するに床から最低でも60センチ以上の高台のものにしなさいということがありまして、台車ですが、そういったものにかえるということで、これを1台追加をすると。備品につきましては、冷蔵庫3台に高台車1台ということでございます。

○横山英雄議長 ほかにありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 それでは、質疑を打ち切ります。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第97号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第98号 平成20年度邑楽町水道事業会計補正予算

○横山英雄議長 日程第17、議案第98号 平成20年度邑楽町水道事業会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第98号 平成20年度邑楽町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ700万5,000円を増額するものであります。

収入の主なものは、加入金の増額であり、支出の主なものは、修繕費の増額であります。

また、資本的収入及び支出では、収入を1,000万円増額し、支出を2,514万3,000円増額するものであります。

収入については、負担金の増額であり、支出の主なものは、浄水場整備費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第98号 平成20年度邑楽町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○横山英雄議長 以上で本日の日程は終了しました。

あすは午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

〔午後 3時02分 散会〕